○佐久市・北佐久郡環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成26年10月１日条例第６号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第234条の３及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第２条　長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　事務用機器、業務用機器、ソフトウェアその他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

（２）　施設の維持管理、施設の設備・機器の保守その他の役務の提供を受ける契約で、経常的かつ継続的に契約を締結する必要があるもの

（長期継続契約を締結することができる契約の期間）

第３条　長期継続契約できる契約の期間は、５年以内とする。ただし、組合長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。